

○大和川右岸水防事務組合表彰実施要綱
第2条第2項選考基準について

制 定 平 27. 8. 11 決裁

第1条 選考にあたってはそれを証する書面の提出を求めることとする。

- (1) 第2条第1項第1号は堤防からの漏水、決壊等の通報など水防法が予測する水防活動に貢献した場合で表彰事由を証する書面とは、事由を証する証言の書面あるいは写真等をいう。
- (2) 第2条第1項第2号における民間事業者を表彰する場合は従業員を水防団員に加入させた後、同従業員が訓練等に複数回参加していることを確認しなければならない。
- (3) 第2条第1項第3号は水防工法を学校等で伝承する、あるいは水防活動の経験を伝える講演会を実施するなどの証する写真、パンフレット、ポスター等の提出を求める。
- (4) 第2条第1項第5号における「その他管理者が認めるもの」には第2条第1号から第4号に該当しないものの水防活動、水防事業に功績のあったものを顕彰することとする。